

(別紙)

質問分類	御意見の要旨	御意見に対する回答
2-1. (1) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 計画	法第 18 条の 15 には、特定工事に該当するときは、作業の方法も含めて発注者に説明することとなっていることから、作業計画の作成時期は、「特定粉じん排出等作業実施届出の届出日」と併せて工事開始の 14 日前までとすべき。	発注者への説明については 14 日前までに行うこととされているところ、説明事項には特定粉じん排出等作業の種類、期間、作業の方法等が定められており、これらを説明するには作業計画を作成することが必要になると考えられることから、作業基準に定めなくとも、計画作成時期は 14 日前までに作成されると考えております。
2-1. (1) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 計画	周辺住民からの苦情等により立入検査や報告徴収を行う必要が生じた場合、行政では速やかに対応するため、作業計画の写しを「当該解体等工事の現場に備え置き」されるよう検討されたい。	作業計画に沿って作業を進めるべきであり、マニュアル等で対応してまいります。なお、立入検査においては、現に行われている作業が作業基準に適合しているか否かを確認するものであると考えられ、行政が作業計画を取得するには、報告徴収等を活用いただきたいと思います。
2-1. (1) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 計画	作業計画の記載事項に、隔離の破れや集じん・排気装置からの漏えいが疑われる状況が判明した際の確認、飛散防止及び清掃等の対応方法、を追加すべきである。	ご指摘の対応方法については、マニュアル等で示してまいります。
2-1. (1) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 計画	作業前の隔離養生の破れや集じん・排気装置からの漏えいの確認方法、問題がある場合の対応方法等を明記すべきである。	ご指摘の対応方法については、マニュアル等で示してまいります。
2-1. (1) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 計画	作業計画には飛散防止対策と管理方法を追加してもらいたい。例えば、デジタル粉じん計使用による管理方法で、測定場所・測定頻度・管理値・異常値計測時の対策フロー等。これをもとに行政と協議し、リスクアセスメントされることで重大な事故の低減につながると思う。	集じん・排気装置が正常に稼働することの確認において、測定場所及び測定頻度については作業基準に定めております。また、管理値及び異常値計測時の対策については、一般的なものについてマニュアルで示してまいります。
2-1. (1) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 計画	作業計画の記載事項に、石綿含有建材の使用範囲を平面図や立面図で図示することを追加すべきである。	マニュアル等により、図示することも含めて示してまいります。ただし、使用箇所がわかるのであれば、必ずしも図面である必要はないと考えます。

<p>2-1. (1) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 計画</p>	<p>周辺住民からの苦情等により立入検査 や報告徴収を行う必要が生じた場合、下請 負人からも速やかに作業基準の確認等 を行う必要があるため、作業計画には、特定 工事の下請負人の現場責任者の氏名、連 絡先を記載されるよう変更されたい。</p>	<p>現行の大気汚染防止法でも記載対象と なっております。</p>
<p>2-1. (1) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 計画</p>	<p>特定工事の作業計画書の記載事項に 「作業終了時の確認(取り残し等の確認、 清掃の確認)を実施する者の氏名及び連 絡場所」を追加すべきである。</p>	<p>確認を行った者は作業終了の報告に記 載され、当該記録は3年間保存されます。 なお、作業計画の段階で作業終了時の確 認をする者の氏名まで把握しておく必要 はなく、実際に誰が行ったかが重要であ ると考えます。</p>
<p>2-1. (1) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 計画</p>	<p>規制範囲の拡大により、作業計画を作 成する実施者の範囲も広くなることから、未 経験者等による作業計画の作成の実効性 を高めるためにも、様式および記入例な どの発行を検討願いたい。</p>	<p>ご指摘の対応方法については、マニユ アル等で示してまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>石綿含有成形板等の作業基準で、特定 建築材料を、切断、破砕等することなくそ のまま建築物等から取り外すことが技術上著 しく困難な場合等は湿潤化することとして いるが、開口部など必要に応じて周辺を養生 する等を明記できないか。</p>	<p>石綿含有成形板等については、環境省 の調査により、破砕等を行う場合、石綿の 飛散が確認されました。一方、現場調査や 破砕実験により調査したところ、破砕等 を行う場合であっても、湿潤化により石綿 繊維数濃度を低い水準に抑えられる事例が 確認されています。そのため、周辺を養生 することまでは義務づけられないことと してあります。もっとも、現場の状況に 応じて自主的に周辺の養生を行うこと を妨げるものではありません。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>石綿含有成形板等の作業基準の「特定 建築材料を、切断、破砕等することなく そのまま建築物等から取り外すこと。」と あるが、どのような作業が該当するかわ からない。 劣化状態によると思うが、特定建築材 料の状態が健全で、飛散のおそれが少 ない場合かつ原形のまま手ばらしで除 去できる場合は、養生及び湿潤なし でも作業を行ってよいという理解で よいのか。</p>	<p>石綿含有成形板等を切断、破砕等 することなくそのまま建築物等から 取り外す場合、養生及び湿潤化は 義務づけられていません。 除去等作業における技術的事項 については、今後実地を見据えた 検討を行い、マニュアルの整備 等を進めてまいります。</p>

<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>接着剤は手工具ケレン工法で除去が困難のため、ディスクグラインダー等で研磨しており、発じん性が高いことから負圧隔離及び湿潤化による作業を指導している。しかし、規則で接着剤は「石綿含有成型板等」に含まれると思われることから、ディスクグラインダーを使用している湿潤のみでよいのか。</p> <p>現行のマニュアルでは、開口部養生や飛散防止措置(HEPA 付き局所集じん装置の使用、薬剤等の使用)と記載されていることから、規則で湿潤化しか書いていない場合でも、成型板・接着剤ともにマニュアルに沿って指導可能か。</p>	<p>石綿含有接着剤は、「石綿含有成型板等」に分類されるため、湿潤化のみを義務づけることとしています。もっとも、自主的に開口部養生や飛散防止措置(HEPA 付き局所集じん装置の使用、薬剤等の使用)を行うことを妨げるものではありません。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>石綿含有仕上塗材を電動工具を用いて除去する場合、これまで隔離措置又は隔離措置と同等の措置を講じてきたことから、周辺養生と湿潤化で十分な石綿の飛散防止措置となっているのか。</p>	<p>石綿含有仕上塗材を電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する際は、負圧隔離まで行わなくとも周辺の養生、湿潤化により周辺環境への石綿の飛散を十分に抑制できると文献調査及び環境省の調査の結果を踏まえ判断したものです。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>石綿含有成型板等の作業基準の薬液等、養生という用語と、石綿含有仕上塗材の作業基準の薬液等、養生という用語は同じものを指しているのか。違うものを想定しているのであれば表現を変えていただきたい。</p>	<p>石綿含有成型板等及び石綿含有仕上塗材の作業基準にある薬液等及び養生は、それぞれ同じ用語になります。なお、具体的な石綿の飛散防止措置の実施方法はマニュアル等で示してまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>作業基準の清掃や特定粉じんの処理とは具体的にどのようなことを想定しているのか、明確にしてほしい。</p>	<p>床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんの清掃のほか、作業場内の空気中に浮遊している石綿の集じん、隔離に用いたシート等の廃棄にあたっての梱包等を想定しています。</p> <p>除去等作業における技術的事項については、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備等を進めてまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>石綿含有仕上塗材の作業基準は、これまで環境省が通知で示していた措置と考え方が異なるのかがわかりにくい。集じん装置付き電気グラインダーを用いて除去する</p>	<p>大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、平成29年5月30日付環水大大発第1705301号環境省水・大気環境局大気環境課長通知「石綿含有</p>

	<p>場合は作業基準に適合するのか。もっと明確にすべきである。</p> <p>省令案の記載ではこれまで行われている集じん機による局所集じんを行う方法ができるかわからない。省令を「薬剤等により湿潤化又は集じん機による局所集じん」等の記述に変更されたい。</p>	<p>仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(以下「平成 29 年通知」という。)は廃止する予定です。以後は今回お示した作業基準が適用されます。</p> <p>除去等作業における技術的事項については、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備等を進めてまいります。</p>
2-1.(2) 特定粉じん排出等作業に係る作業基準	<p>石綿含有仕上塗材の定義が不十分である。平成 29 年 5 月 30 日の通達は廃止なのか、生きていて更に追加なのかが不明である。グラインダーを使用する方法で、養生だけでは不十分であり、根拠データが少ないし、アスベストが飛散し、作業員及び周辺住民の病気のリスクが高まる。再度工事方法の検討を願う。</p>	<p>改正法の施行に伴い、平成 29 年通知は廃止する予定です。以後は今回お示した作業基準が適用されます。</p> <p>石綿を含有する仕上塗材を電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する際は、負圧隔離まで行わなくとも周辺環境への石綿の飛散を十分に抑制できると文献調査及び環境省の調査の結果を踏まえ判断したものです。</p>
2-1.(2) 特定粉じん排出等作業に係る作業基準	<p>石綿含有仕上塗材の作業基準において、電気工具を用いて除去する場合、作業の時に周辺養生が必要になるのか。隔離措置と同等の措置を行う場合は不要となるのか。</p>	<p>電気グラインダーその他の電動工具を用いて石綿含有仕上塗材を除去する場合、周辺の養生と湿潤化又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずることを義務づけています。</p> <p>なお改正法の施行に伴い、平成 29 年通知は廃止する予定です。</p>
2-1.(2) 特定粉じん排出等作業に係る作業基準	<p>石綿含有成形板等と石綿含有仕上塗材の作業基準の養生とは、プラスチックシート等で作業空間を密閉することで隔離することを意味するのか。外周養生は必要なのか。養生の方法を明確にしてほしい。</p>	<p>養生とは、プラスチックシート等により石綿等を含む粉じんや塊が作業場から周辺へ飛散・散乱することを防ぐため、開口部や建築物等の外周を覆う措置のことをいいます。</p> <p>具体的な技術的事項については、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備等を進めてまいります。</p>
2-1.(2) 特定粉じん排出等作業に係る作業基準	<p>塗材の除去は空気圧式のブレーカーなど、電気以外の動力を用いる工具によって行われることもあり、動力の種類によって石綿の飛散の程度が変わるとは考えられないため、「電気グラインダーその他の電動工具」を「動力を用いる工具」に改めるべきである。</p>	<p>「電気グラインダーその他の電動工具」が示す範囲については施行通知等で示す予定です。</p>

<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去作業にかかわる基準の「これと同等以上の効果を有する措置」とはどのような措置を指すのか、明確にしてほしい。</p>	<p>除去等作業における技術的事項については、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備等を進めてまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること、だけではどのように湿潤化をすればいいのかがわからない。剥離剤は湿潤化に該当するのか。また、薬液等とは何を指すのか。具体的な方法を明確に記載してほしい。 また、排水が生じる際の廃液処理についても方法を明確にすべきである。</p>	<p>除去等作業における技術的事項については、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備等を進めてまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>石綿含有成形板を原形のまま取り外しても、フレキシブルコンテナ等に袋詰めする際に破砕していたのでは、石綿を飛散させる可能性がある。取り外し後も破砕しないよう、作業基準に定めるべきである。</p>	<p>除去等作業における技術的事項については、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備等を進めてまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>特定建築材料を切断、破砕等することなく建築物等から取り外すことができるかは実際やってみないと分からず、ねじやボルトを外す際に石綿粉じんが飛散することも考えられる。 固定具を外す際の飛散防止措置を明確にする必要がある。薬液等による湿潤化を常に準備し、必要に応じて使用することとすべき。</p>	<p>特定建築材料を除去する作業に係る技術的事項については、マニュアルの整備等を進めてまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>養生内の作業は、高濃度の石綿粉じんが発生するおそれがある。養生内部の石綿濃度次第で作業を中止することも必要である。また、できない場合には負圧換気装置を使用し、一定条件で換気を行い作業を行うこと、養生解除の際には内部の石綿濃度が外部と同程度となる確認が必要である。</p>	<p>石綿含有仕上塗材を電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する際は、周辺の養生、湿潤化により周辺環境への石綿の飛散を十分に抑制できると文献調査及び環境省の調査の結果を踏まえ判断したものです。 養生を解くに当たって作業場内の清掃等の措置を適切に行うことにより養生内からの石綿の飛散を抑えられると考えています。</p>

<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>電気モータ式グラインダーは放熱開口部へ石綿粉じんが流入し、洗浄出来ずに作業区域外へ汚染を持ち出すこととなるので、袋等へ密封したうえでなければ持ち出さないことと明記すべきである。 可能であればエアーモータ式等の洗浄可能装置の使用をさせるべきである。</p>	<p>除去等作業における技術的事項について、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備等を進めてまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>コストアップなどから、石綿含有塗材の除去を行わずに解体を行う業者は多いため「作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有仕上建材を除去すること」と最初に記していただきたい</p>	<p>改正法の周知に合わせ、石綿含有仕上塗材を使用している建物の解体及び改修においては、法令に基づき石綿の飛散防止措置の実施が必要である旨周知を行っていきます。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>レベル3建材は多岐にわたるため、調査方法及び除去方法をマニュアル等で示すことが必要である。</p>	<p>技術的事項については、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備等を進めてまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>石綿含有下地調整材や下地モルタルの除去にはどのような作業基準が適用されるのか。</p>	<p>石綿含有成形板等に係る基準が適用されます。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>電動工具を用いて特定建築材料を除去する際には、集じん装置又はフィルタ付き掃除機を併用する旨の記載をしていただきたい。また、使用した集じん装置及び真空掃除機のごみ回収及びHEPAフィルタの交換を行う際の基準も併せて追記していただきたい。</p>	<p>十分な集じん能力を有する集じん装置又はフィルタ付き掃除機の使用については、石綿の飛散を抑えられる事例もあることから、湿潤化等と同等以上の効果を有する措置としてマニュアル等で示してまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>石綿は様々な製品に含有している可能性があることから、規制対象かどうかの判断において、混乱をきたす可能性があることから、「石綿含有成形板等」について、定義を明確にされたい。</p>	<p>石綿含有成形板等とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材、石綿を含有する仕上塗材を除く全ての石綿を含有する成形板とすることを考えており、大気汚染防止法施行規則、施行通知に明記することを考えております。</p>

<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>石綿含有仕上塗材の作業基準二のイでは、「養生」と記載されているが、この度改正された石綿則を読むと、「隔離」が必要な場合が規定されている。このことから勘案すると、作業基準案で示された「養生」とは、「隔離」を意味すると考えるが、一般的に「養生」が、「隔離」と同じ措置とは理解されないため、修正されたい。</p>	<p>養生とは、プラスチックシート等により石綿等を含む粉じんや塊が作業場から周辺へ飛散・散乱することを防ぐため、開口部や建築物等の外周を覆う措置のことをいいます。</p> <p>御意見を参考にしつつ、除去等作業における技術的事項については、関係省庁と連携の上、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備等を進めてまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>「電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するとき」がどのような作業を想定しているか明確にすべき。また石綿含有仕上塗材の穿孔作業等について、飛散防止対策の方法等を明記してほしい。</p>	<p>除去等作業における技術的事項については、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備を進めてまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>けい酸カルシウム板第1種を切断・破砕等以外の方法で取り外すことができない場合、養生の設置が義務付けられているが、集じん・排気装置の設置による負圧化及びキュリティゾーンの設置は不要ということでしょうか。</p> <p>けい酸カルシウム板第1種を切断・破砕等以外の方法で取り外すことができない場合、養生の設置が義務付けられているが、どの程度の養生が必要なのか、その方法や仕様等を示してほしい。</p>	<p>けい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等することなくそのまま取り外すことができない場合において、湿潤・養生により飛散性を抑えることができることから、作業場の隔離、集じん・排気装置の設置による負圧化及びセキュリティゾーンの設置は義務づけておりません。</p> <p>除去等作業における技術的事項については、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備を進めてまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>石綿含有成形板は、事前計画では切断破砕をせずに取り外す予定であっても、実際は取り付けてあるボルトなどが外れないため部分的に破砕することが多々ある。</p> <p>破砕する必要が無いとしても、ボルトの取り外しの際にアスベストが飛散する可能性もあるので、予め界面活性剤で湿潤させるよう義務付けた方が良いでしょう。</p>	<p>除去等作業における技術的事項については、今後実地を見据えた検討を行い、マニュアルの整備等を進めてまいります。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>作業方法等の掲示には、規制指導を円滑に行うため、下請負人の氏名等及び現場責任者氏名、連絡場所も記載されたい。</p>	<p>特定粉じん排出等作業についても作業主体は元請業者又は自主施工者であり、現場の掲示については、元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所を記すことで足りるものと考えています。</p>

<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>近隣住民に掲示する場合は養生の状態 や作業の内容等を写真などで明記し作業 を透明化すべきである。実際作業中は関係 者以外確認することが出来ない。その為、 不出来な養生による漏えい、雑な作業によ る取り残しなどが発生する。作業を透明化 することでこのような悪質な作業を減らすこ とができる。</p>	<p>特定粉じん排出等作業を行う場合は、特 定粉じん排出等作業の方法を掲示すること としています。作業の方法については、大 気汚染防止法施行規則別表第7に掲げる 予定であり、飛散防止措置も含まれます。</p>
<p>2-1. (2) 特定粉じん 排出等作業 に係る作業 基準</p>	<p>作業場周辺の着工前と作業当日のデジ タル粉じん計の値を掲示し周囲に影響が 出していないことを周知させる必要がある。</p>	<p>作業基準の遵守により、作業基準を遵 守し適切に作業が進められるものと考えて おり、測定値の掲示については、個々の現 場においてリスクコミュニケーションの観点 からそれぞれ判断されるものと考えていま す。</p>
<p>2-2. (1) 事前調査の 方法</p>	<p>平成 18 年 9 月 1 日以前の設置でも品 番等により石綿含有が無いと明らかな場合 も、目視調査は不要と明記いただきたい。 また、ガスケット又はパッキンは、セットさ れている本体の品番により石綿含有が無いと 明らかな場合は目視調査は不要と明記い いただきたい。</p>	<p>書面で品番を確認するだけではなく、実 際に使用されている建材が書面と一致する ことを確認する必要があるため、目視調査 は必要であると考えます。</p>
<p>2-2. (1) 事前調査の 方法</p>	<p>「ガスケット」「グランドパッキン」は使用 禁止が猶予されていたというが、いつ禁止 されたかわからず、混乱が生じるので明記 されたい。</p>	<p>意見募集においては概要のみお示し しましたが、省令においては明確に規定しま す。</p>
<p>2-2. (1) 事前調査の 方法</p>	<p>改正規則案においては、調査の対象物 及び作業が明確にされていない。対象物を 明示し、事前調査における石綿含有建材 の見落としを防止する観点から、「建築物、 工作物又は船舶の解体又は改修(封じ込 め又は囲い込みを含む。)の作業(以下「解 体等の作業」という。)を行うときは、あらか じめ、当該建築物、工作物又は船舶の全て の材料について」と追加すべきである。</p>	<p>同趣旨については、改正法による改正 後の大気汚染防止法(以下「新法」とい う。)第 18 条の 15 に記載しております。 なお、大気汚染防止法において船舶は 対象ではありません。</p>
<p>2-2. (1) 事前調査の 方法</p>	<p>分析による調査を行うものについて明示 していただきたい。 石綿障害予防規則では令和2年厚生労 働省告示第 277 号より、「適切に分析調査 を実施するために必要な知識及び技能を 有する者」を定めているが、本案には記載</p>	<p>石綿障害予防規則第3条第6項の規定 に基づき厚生労働大臣が定める者等(令 和2年厚生労働省告示第 277 号)におい て、分析による調査を行う者を定めており、 環境省においても、当該者に調査を行わせ</p>



	がないので、方針を伺いたい(別途施行通知やマニュアルで記載予定等)。	なければならない旨、マニュアル等にて示してまいります。
2-2.(1) 事前調査の方法	一般個人における軽微な作業には、学校や事務所等で行う壁への穴あけやPタイルの部分交換等の作業が含まれると考える。そのような作業において、粉じんの飛散の可能性は著しく低く、事前調査、調査結果の保存、調査結果の掲示、作業基準の遵守及び作業記録の保存の実効性の担保が難しいと考えられる。そのため、一般個人における軽微な作業は、事前調査等の対象外とすること。対象外とすることが難しいのであれば、事前調査等の必要性を一般個人に対して国が周知すること。	業として請け負うものを除き、一般個人が自ら行う軽微な作業については一定の知見を有する者による事前調査の対象外としております。
2-2.(1) 事前調査の方法	石綿含有建材の使用範囲を明確に図示できるような調査を行うことと、使用中や大掛かりな破壊調査が必要等で調査ができなかった範囲について、きちんと発注者や解体業者や除去業者に引き継げるよう図示することを明記すべきである。	マニュアル等により、図示することも含めて示してまいります。ただし、使用箇所がわかるのであれば、必ずしも図面である必要はないと考えます。
2-2.(2) 一定の知見を有する者の活用	自主施工者である個人が自ら調査を行うことができる「粉じんの量が著しく少ない軽微なもの」とはどのようなものか具体的に示していただきたい。	例えば、床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等の石綿含有成形板等の一部を加工する作業を想定しており、施行通知等でお示します。

<p>2-2. (2) 一定の知見を有する者の活用</p>	<p>解体等工事の自主施工者である個人が自ら調査を行うことができるというこの規定は削除すべき。専門的な知識のない者が調査をすることは難しい。判断を誤っている場合石綿が飛散するおそれがある。</p> <p>この規定は、DIYを想定したものと思われるが、無資格者によるアスベスト調査は国民を危険に晒すことにつながることを危惧する。</p> <p>例えば、都道府県に相談窓を設け、都道府県の有資格者、または委託を受けた特定調査者が、写真などで建材の種類判定を行ない、DIYにチャレンジしようとする個人にリスクを伝えるなど、調査者が関与する仕組みを検討するべきである。</p> <p>なお、写真判定やリスク伝達を的確に遂行するためには「特定」調査者の活用が望ましい。</p>	<p>自主施工者である個人が自ら調査を行うことができるのは、床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等の特定建築材料の一部を加工する作業に限定することを考えており、その旨施行通知に記載する予定です。個人が事前調査を行う場合の負担や石綿飛散の蓋然性を踏まえ、このような作業については必ずしも一定の知見を有する者に調査を行わせることを要しないこととしたものです。</p>
<p>2-2. (2) 一定の知見を有する者の活用</p>	<p>一定の知見を有する者の活用が施行される令和5年までの対応はどうか。石綿作業主任者等の代用を認めるなどの対応が必要と思われる。</p>	<p>令和5年10月1日の義務付け適用前については、一定の知見を有する者の活用は要しませんが、一定の知見を有する者の活用が望ましい旨示してまいります。</p>
<p>2-2. (2) 一定の知見を有する者の活用</p>	<p>平成18年9月1日以降又は、一部ガasket等の使用禁止猶予期間終了後の使用禁止期間以降の設置の工事着手であることを確認する者は、石綿含有建材調査者とするべきである。</p>	<p>解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日については、設計図書その他の書面を調べれば客観的に明らかになる事項であるため、一定の知見を有する者を活用することは要しないと考えています。</p>
<p>2-2. (2) 一定の知見を有する者の活用</p>	<p>平成18年9月1日以降の設置である事が書面により明らかな場合や平成18年9月1日以前の設置でも品番等により石綿含有が無いと明らかな場合、ガasketまたはパッキンは、セットされている本体の品番により石綿含有がないと明らかな場合は、一定の資格を有していなくても石綿が含まれていないと判断できる、と明記いただきたい。</p>	<p>解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日を設計図書その他の書面により調査するにあたっては、必ずしも一定の知見を有する者を活用することは要しません。</p> <p>上記の設置年月日の調査の結果、平成18年8月31日以前の設置であることが判明した場合は、一定の知見を有する者を活用して書面による調査及び目視による調査を行う必要があります。</p>

<p>2-2. (3) 元請業者から発注者への説明事項</p>	<p>「発注者への説明事項に調査が及ばなかった箇所の明記と、その理由」を付け加えるべき。事前調査ではすべての建材を調査できないこともまもあり、解体等工事が進行する過程で、新たな調査が追加されることがある。</p>	<p>ご指摘については、施行通知等により示してまいります。</p>
<p>2-2. (3) 元請業者から発注者への説明事項</p>	<p>届出対象特定工事以外の特定工事に該当するか、届出対象特定工事に該当するか、いずれにも該当しないかを明記し、発注者に説明等する必要があるのではないかと。 届出の責任は発注者にあると考えるが、必ずしも必要な知識があるとは限らないので、ここに明記することにより、事前調査後の対応の確認になるのではないかと。</p>	<p>新法第 18 条の 15 に記載しております。</p>
<p>2-2. (3) 元請業者から発注者への説明事項</p>	<p>解体等工事が届出対象特定工事以外の特定工事に該当するときは、報告事項に「作業終了時の確認(取り残し等の確認、清掃の確認)を実施する者の指名及び連絡場所」を追加してほしい。 また、解体等工事が届出対象特定工事に該当するときは、「作業終了時の確認(取り残し等の確認、清掃の確認)を実施する者の指名及び連絡場所」を追加してほしい。</p>	<p>確認を行った者は作業終了の報告に記載されます、当該記録は3年間保存されます。なお、作業計画の段階で作業終了時の確認をする者の氏名まで把握しておく必要性はなく、実際に誰が行ったかが重要であると考えます。</p>
<p>2-2. (4) 事前調査に関する記録</p>	<p>アスベスト関連疾患の潜伏期間を考慮し、解体等工事の元請業者から当該解体等工事の発注者への説明の書面の写しの保存期間は 40 年とすべきである。 元請業者及び自主施行者による記録事項等の保存期間は、解体工事が終了した日から 3 年間保存となっておりますが、なぜ 3 年間なのか。石綿の健康被害が生じるとしたら数十年後、適切な解体工事が行われたか否かならば、3 年間も必要なのか。保管せねばならない書類が多々あるようなので、誰がどの書類、どのぐらいの期間保管するのかを明確にしてほしい。</p>	<p>本規定は、都道府県等が立入検査等の際に事前調査が適切に行われたかを確認するためのものであり、3年が妥当なものと考えています。</p>

2-2. (4) 事前調査に関する記録	記録事項に「解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日」とあるが、過去の工事記録の確認などが難しい場合も想定され、この場合、着手の年月日が正確に記載しきれない場合も想定される。具体的な年月日ではなく概ねの着手年等の記載を許容する等の合理的な運用を検討頂きたい。	平成 18 年9月1日以降に工事に着手したものの否かを調べるのが目的であり、それが確認されれば具体的な年月日まででなくともよい旨施行通知等により示してまいります。
2-2. (4) 事前調査に関する記録	石綿飛散防止に係る技術的事項検討会(第2回)資料1の2(1)「事前調査の対象である「建築物等の解体等工事」に該当しないものとして整理し、当該解釈を施行通知等で示すのが適当である。」とあるが、「建築物等の解体等工事」に該当しない工事のみを行う場合は、事前調査結果の保存義務、掲示義務等も生じないと考えてよいか。	解体等工事に該当しない場合、特定工事とみなされず、ご指摘の義務は生じません。
2-2. (5) 事前調査結果等の掲示	見やすい箇所に掲示板を設けると記載があるが、誰に対してみやすいのか分からないため「公衆の見やすい箇所」と記載していただきたい。	ご指摘を踏まえ、「公衆の見やすい場所」と記載することとします。
2-2. (5) 事前調査結果等の掲示	事前調査結果等の掲示も作業方法等の掲示と同様に「公衆に見やすい箇所に、工場等で敷地が広い場合も工場勤務者以外の第三者も目に付く場所」を追加すべき。	新法第 18 条の 15 第5項において、事前調査結果は解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととされております。
2-2. (5) 事前調査結果等の掲示	事前調査結果等の掲示及び作業方法等の掲示箇所については、「東西南北等建築物等の各方角の道路側」や「当該建物の道路・通路に接する全ての面」の見やすい箇所に「各1箇所以上」掲示板を設けることと定めるべきである。	新法第 18 条の 15 第5項において、事前調査結果は解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととしております。その上で、見やすい掲示箇所については、それぞれの現場の状況に応じて判断いただくものと考えております。
2-2. (5) 事前調査結果等の掲示	掲示物のサイズに加えて、記載する文字のサイズ(ポイント数)の最小度も定めてほしい。	公衆に見やすい掲示となるよう、見やすい文字の大きさと記載することが必要となります。もっとも、現場の状況は様々であることが想定されるため、文字の大きさを統一的に示すことは困難であり、掲示板の大きさのみを定めることとします。
2-2. (5)	掲示する期日や期間を定めるべきであ	事前調査結果の掲示については、基本

事前調査結果等の掲示	る。	的には解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して行うことを想定しており、その旨施行通知に記載したいと考えています。
2-2.(5) 事前調査結果等の掲示	<p>掲示の事項である「事前調査の結果」とは具体的に何を示すのか。特定工事に該当するか否かのみということによいのか、特定工事に該当する場合でも特定建築材料の使用箇所や使用面積は含まないという解釈によいのか。</p>	<p>「事前調査の結果」とは、特定工事に該当するか否か及びその根拠を想定しており、その旨施行通知に記載したいと考えています。なお、特定建築材料の使用箇所及び使用面積については、掲示事項には含まれません。</p>
2-2.(5) 事前調査結果等の掲示	<p>事前調査結果と作業方法等の掲示を、ひとつの用紙にまとめて掲示してよいものとするべきである。個別の掲示を求めるのであれば、その旨を明示して欲しい。</p>	<p>事前調査結果の掲示と特定粉じん排出等作業の掲示については、内容が異なるものですが、これらを別の掲示板とすることは義務付けておりません。大気汚染防止法施行規則において規定された項目を網羅した上で、公衆に見やすいような掲示となるよう、解体等工事の現場の状況に応じて対応いただくものと考えています。</p>
2-2.(5) 事前調査結果等の掲示	<p>アスベスト飛散防止対策が不十分な事業者が多く、住民への説明も十分になされていない。責任ある事業者に事前調査を実施させ、事前調査結果を住民にきちんと説明するべき。</p>	<p>解体等工事に係る書面による調査及び目視による調査は、一定の知見を有する者に行わせるよう規定しており、当該者は、作業を開始する前の事前調査に必要な知識に関する講習を受講しています。</p> <p>また、解体等工事の実施にあたって、周辺住民の方々との円滑なリスクコミュニケーションを進めることができるよう、平成29年4月に「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」を策定しており、本ガイドラインに従い、住民への説明が適切に行われるよう、事業者への周知を徹底してまいります。</p> <p>さらに、事前調査の結果については、新法第18条の15第5項に基づき、公衆に見やすいように掲示することが元請業者、自主施工者に義務づけられています。</p>

<p>2-2. (5) 事前調査結果等の揭示</p>	<p>揭示する内容に届出官庁及び監視している関係各署を記載すべき。揭示内容に不備や異議があつて当事者に伝えても工事は強行される。連絡できるように「指導すべき行政」を明確にして工事の行われる場所の周囲の目で監視を厳しくしていくようにすると杜撰な工事を防ぐことにつながる。</p>	<p>事前調査結果の揭示については、事前調査の実施主体である元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所を記載することで足りると考えております。なお、事前調査結果は都道府県知事宛報告されており、調査結果の詳細は都道府県の環境部局宛お問い合わせください。</p>
<p>2-2. (5) 事前調査結果等の揭示</p>	<p>事前調査者の氏名については、現在も記載を求めていること、記載することによりその内容の信頼性が上がると考えられるため、揭示に記載すべきである。</p>	<p>事前調査は、元請業者又は自主施工者が一定の知見を有する者を活用して行うものであり、事前調査を行う主体はあくまで解体等工事の元請業者又は自主施工者であるため、現場の揭示については、調査主体である元請業者又は自主施工者の氏名を記すことで足りるものと考えています。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>請負代金 100 万円以上の改修工事は事前調査結果の報告の対象としているが、この金額に消費税は含むのか。また、事前調査の費用は 100 万円に含まれるのか。100 万円にどのようなものが含まれるか、明確にすべき。</p>	<p>消費税は含み、事前調査費用は含まないこととしており、その旨施行通知、マニュアル等で示してまいります。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>税込 100 万円以上の工事を対象とすると、該当件数が多くなりすぎて、業者も行政も対応できなくなる。電子システムでも対応は難しい。</p>	<p>都道府県等により必要な指導等が行えるよう、報告の対象とする建築物等の解体等工事については、都道府県等が建築物等の解体等工事の現場及び事前調査の結果を幅広く把握できるような範囲とすることが必要です。そのため、解体等工事の大部分を把握できる基準として、建築物の改修工事及び工作物(石綿含有建材が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。)の解体、改造又は補修工事については、その請負代金の合計額が税込 100 万円以上のものを対象とすることとしております。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>「請負代金の合計が 100 万円以上であるもの」を、どのようにして把握し、報告しない業者を取り締まるのかその手段を明らかにしてほしい。</p>	<p>都道府県等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(通称「建設リサイクル法」)、騒音規制法等の他法令による届出等の情報共有により関係機関と連携しつつ、必要な指導を行っているところです。こうした解体等工事の現場等への指導等に係る行政機関の連携については、大</p>

		<p>気汚染防止法の遵守を徹底していく観点で有効であると考えており、引き続き積極的に推進していきたいと思っております。</p>
2-2. (6) 事前調査結果の報告	<p>100万円の該当範囲についても細かいケースを設けるべきではないか。解体工程だけなのか、改築部分も含めてなのか、など。解体工程のみ該当とするのであれば、解体と改築がワンセットの工事では、意図的に解体工程の費用を100万円未満に納め、改築工程の費用で補うような抜け道ができそうに思う。</p>	<p>解体等工事に係る調査の報告の対象については、施行通知等において詳細を示してまいります。</p>
2-2. (6) 事前調査結果の報告	<p>自治体が立入検査判断の基準として非常に重要な情報である建築材料の使用面積及び使用箇所も、入力できるフォーマットにしてほしい。</p>	<p>御意見の事項については特定粉じん排出等作業実施の届出における記載事項と一部重複することから、事業者における負担を考慮し、報告事項とすることは考えておりませんが、自治体が任意で対応できるような電子報告システムを検討してまいります。</p>
2-2. (6) 事前調査結果の報告	<p>事前調査の届出は、今後の石綿飛散防止の在り方について(答申案)によれば、大気汚染防止法、労働安全衛生法石綿障害予防規則共に共通とし、電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化等の連携が検討されているが、手続き負担の軽減等を鑑み、このような電子システムが導入され、一度の電子手続きで済ませられるように電子システムの整備を進めて頂きたい。</p>	<p>賛同する御意見として承り、電子システムの整備を進めてまいります。</p>
2-2. (6) 事前調査結果の報告	<p>事前調査結果の報告については、事業者から紙媒体での報告が多いと、自治体のシステム入力業務の増加が予想されるため、紙媒体での報告は不可としてほしい。また、電子報告システムの使用方法についての利用者へのサポートは国において行うべき。</p>	<p>事業者の中には、様々な理由により電子機器を利用することが困難な方もいらっしゃると思われることから、紙媒体での報告を不可とすることは適切でないと考えております。</p> <p>電子システムについては、事業者の負担軽減及び利用率の向上に資するようタブレットやスマートフォンにより簡易に報告できるようにするなど取り組むとともに、サポートについても検討してまいります。</p>

<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>石綿有無の事前調査結果の揭示が周辺住民への周知であることを踏まえれば、電子報告システムは、個人情報等を除いて原則インターネット上に公表し、周辺住民等の関係者が当該報告の情報にアクセスしやすくすべきと考える。</p>	<p>解体等工事の現場の周辺住民への周知は、リスクコミュニケーションの観点からインターネットでの公表ではなく、解体等工事の現場に公衆に見やすい揭示を徹底することが重要であると考えております。</p> <p>環境省では、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」(平成 29 年 4 月)を作成しており、この普及にも努めてまいります。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>報告は電子システムを通じて行うものとするがあるが、元受け業者にとっては建設リサイクル法の届出と二重になっていると感じられるのではないかと。 法の趣旨はそれぞれ違うと理解しているが、業者負担軽減のためにそれぞれの法令で必要な内容を包括し電子システムで報告等行えるよう統合することはできないか。</p>	<p>御指摘のとおり、大気汚染防止法と建設リサイクル法では法の目的が異なることから、大気汚染防止法に基づく報告に係る報告事項及びその対象と、建設リサイクル法に基づく届出に係る届出事項及びその対象が異なるため、統合することは困難と考えておりますが、御意見については、関係部局と情報共有してまいります。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>「今後の石綿飛散防止の在り方(答申)」によると、全国の報告件数は、年間 73 万～188 万件と推計されている。全ての解体等工事に対して立入検査を実施することは困難な状況にあり、効率的かつ効果的な立入検査の実施に向け、検査対象の選定方法、検査手法を都道府県等に示していただきたい。</p> <p>また、電子システムの構築に当たっては、都道府県等の要望を把握し、行政と事業者の双方が使いやすいシステムとするよう図られたい。</p>	<p>都道府県等による円滑な法の運用を図るため、国において、関係するマニュアル等を整備するほか、都道府県等の職員を対象とする講習会を行う等、関係者に対する技術的支援を行ってまいります。</p> <p>また、元請業者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、電子システムを整備していきたいと考えております。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>報告事項の「解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日」とは解体する建築物等の建築工事の着手日のことを言うのか。</p>	<p>「解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日」とは、建設工事の着手年月日となります。</p>



<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>調査結果の報告について、以下の内容を追加、修正してほしい。</p> <p>①建築物が対象の場合、「解体等工事の場所」は原則住居表示とすること</p> <p>②建築物の概要には、建物の構造(鉄骨造、木造など)を含めること</p> <p>③工事の期間が変更になった場合の手続きを定めること</p> <p>④「電子システムの使用が困難な場合」の基準を定めること</p>	<p>御意見につきましては、今後マニュアルを整備する際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、報告事項について報告後に変更が生じた場合は速やかに所管自治体に相談し、指導に従っていただくものと考えております。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>立入検査に資するため、報告内容に、「解体工事等の発注者及び元請業者又は自主施工者の現場責任者及び連絡場所」を追加してほしい。</p>	<p>報告には担当者が記載されますので、その者に連絡することとしていただきたいです。なお、特定工事に該当する場合は、公衆の見やすい箇所に設置された掲示板において特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所が掲示されることとなっております。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>報告内容に、「目視ができずに事前調査が行えなかった箇所の有無」を追加してほしい。</p>	<p>事前調査ができなかった箇所については備考欄等に記載いただきたいと考えておりますが、具体的に施行通知等で示してまいります。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>報告内容に、「分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所、当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称」とあるが、石綿飛散防止に係る技術的事項検討会(第2回)で示された事前調査結果報告書のイメージでは、「当該調査を行った箇所」に相当する部分が見当たらない。</p>	<p>報告書の様式については、「分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所、当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称」とある記載事項を踏まえ適切に整備してまいります。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>調査結果の報告を受けとった行政(大気規制部局)では、特定粉じん排出等作業に係る届出等の指導に活用するほか、事前調査結果に疑義が生じた場合、聞き取り調査を行う。そのため、事前調査結果の報告には、石綿の使用の有無及び、有の場合はその種類等を記載されたい。</p>	<p>意見募集でお示しをさせていただいたとおり、事前調査の結果の報告事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類</li> <li>・解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か及び該当しないときはその根拠の概要</li> </ul> <p>を求めることとしており、石綿含有建材の使用の有無やその種類についてはこれら</p>

		の報告事項から確認できると考えております。
2-2. (6) 事前調査結果の報告	事前調査結果の報告時期の目安を示してほしい。事前調査結果の報告を元に自治体が、立入調査の計画を立てるためには、最低でも工事開始 14 日～1週間前までに報告が必要である。	法令用語において「遅滞なく」とは、時間的即効性が強く要求されており、他方で、その場合であっても正当な又は合理的な理由による遅滞は許容される、ということの意味するものです。よって、新法第 18 条の 15 第6項の規定による報告は、調査を行った後、合理的な理由がない場合は時間的な間を置くことなく行うものと解釈されます。 なお、事前調査が直前となる場合もあり、一律に目安を示すことは難しいと考えております。
2-2. (6) 事前調査結果の報告	「工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。」とあるが、施主の都合や複数部位の工事の場合は施工時期が分かれるため、施工時期が分かれる場合はこの限りではない、と明記いただきたい。	発注者による都合等により施工時期が分かれる場合については、施行時期が分かれることに合理的な理由があるのか、施工時期がどの程度分かれているのか等、個別具体の状況によるため、その場合には所管自治体に御相談いただき、指導に従っていただくものと考えます。
2-2. (6) 事前調査結果の報告	「工作物(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事」とあるが解体、改造、補修の用語の定義は何か確認したい。	大気汚染防止法においては、建築物等を取り壊すという意味で「解体」、建築物等の一部に手を加えるという意味で「改造、補修」との文言を使用しております。
2-2. (6) 事前調査結果の報告	事前調査結果の報告と特定粉じん等作業実施届出とを紐付ける仕組みが必要ではないか。 届出対象特定工事の特定建築材料(レベル 1、2)が使用された建築物等の解体・改修工事については、床面積又は請負金額に関係なく特定粉じん等作業実施届出が必要であることを踏まえ、都道府県が事前調査結果の内容を把握するため、届出対象特定工事については規模等に関わらず事前調査報告の対象とすべきではないか。	解体等工事に係る事前調査の結果の報告は、都道府県等が幅広く解体等工事の現場を把握するために設けられたものです。 解体等工事が届出対象特定工事に該当する場合には、作業実施の届出がなされることから、都道府県等は当該届出により現場を把握することが可能であり、また、事前調査に係る情報は立入検査時に確認することで足りると考えております。

<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>事前調査結果報告について、石綿飛散防止技術的事項検討会資料の中で様式例を示しているが、石綿障害予防規則と異なっている。同一物件で電子届出であっても別々に作成し、届出とすると業者負担となる他、大気汚染防止法の様式を早めに示していただきたい。</p>	<p>様式については、大気汚染防止法及び労働安全衛生法のそれぞれの法目的は異なることから、完全に一致させることは困難ですが、電子システムを利用した届出については事業者の負担軽減となるよう配慮します。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>報告の電子システム案については、厚生労働省の検討会資料で、書面による場合の案は環境省の技術検討会で案が示されているが、今回の政令改正で新たに作業基準が定められる「仕上塗材」に関する欄がないので加えるべき。(「その他建材」に含まれてしまうと電動工具使用の場合の養生の有無の必要性が確認できない。)</p>	<p>御意見を踏まえ、石綿含有仕上塗材に係る欄を設ける方向で様式を整備してまいります。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>報告の書面による場合の案は環境省の石綿飛散防止技術的事項検討会で案が示されているが、電子の場合(労働安全衛生法の規則改正案)にある、石綿に対する措置(隔離・湿潤・防護服使用等)の欄がないため、紙の場合にも記載するように改められたい。</p>	<p>事前調査結果の報告については、都道府県等が解体等工事の現場を広く把握する目的から、建築物等における石綿含有建材の有無を報告するものであり、石綿含有建材への対応について報告を求めるものではないため、石綿に対する措置については報告の対象外です。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>新たな事前調査結果の報告制度においては、大手・中小企業から設備工事業者・解体事業者まで幅広い業種の事業者が報告義務者となる。これらの事業者に制度を周知するため、制度の開始前のみならず、開始後も国の責任において広報を十分に行っていただきたい。</p>	<p>事前調査結果の報告は新たな義務であるため、工事業者や都道府県等に適切に周知する必要があると考えています。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>事前調査の方法として一定の知見を有する者の活用が義務付けられるが、事前調査結果報告書において、調査を行った者の記載がない場合、調査を行った者が大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号の規定に基づき環境大臣が定める者に該当しない場合は、改正法第18条の15第6項の規定による報告をしていない、又は虚偽の報告をしたとして、改正法第35条第4号の罰則の対象となるのか。</p>	<p>解体等工事に係る調査の結果の報告義務については、報告義務違反や虚偽報告の罰則が設けられておりますが、罰則の対象となるかについては個別事例ごとに判断されるものと考えます。</p>

<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>構造上目視による確認が確認することが困難な調査対象材料については、解体等工事を進める過程で目視により確認することが可能となったときに、改めて事前調査を行う場合等、追加で事前調査結果報告がなされることがあるが、追加の事前調査結果の報告では、最初の調査結果を含めて報告するのか、又は追加で調査を行った箇所のみを報告するのか。</p>	<p>解体等工事に係る調査を行った後、解体等工事中に当該調査で判明しなかった石綿含有建築材料が新たに見つかった場合、その箇所について新たに報告していただくことを考えております。</p>
<p>2-2. (6) 事前調査結果の報告</p>	<p>当初構造上目視による確認が確認することが困難であり、追加で事前調査を行った場合や解体等工事を進める過程で新たに事前調査を行っていない材料が見つかり改めて事前調査を行った場合において、届出が必要なレベル1、2の石綿含有建材が確認されたときには、特定粉じん排出等作業の実施の届出を追加(1回目の調査でレベル1、2の石綿含有建材が有の場合)又は新たに(1回目の調査でレベル1、2の石綿含有建材が無の場合)行うこととなるが、こうした場合は作業の開始の日の14日前までの届出が困難なときは、改正法第18条の17第2項に該当すると解してよいのか。</p>	<p>所管自治体に遅滞なく調査結果の報告を行い、指導に従うこととなります。なお、このような場合は新法第18条の17第2項には該当しません。</p>
<p>2-3. (1) 作業終了時の確認</p>	<p>「特定粉じんに関する知識を有する者」とは具体的にどういう者を指すのか。明確にすべきである。</p>	<p>登録規程に定める講習を修了した者、義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者又は当該作業に係る石綿障害予防規則第19条に規定する石綿作業主任者とすることを考えております。</p> <p>ただし、工作物については事前調査に必要な知見が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討することとしており、当該作業に係る石綿作業主任者に確認を行わせることを考えております。</p>

<p>2-3. (1) 作業終了時の確認</p>	<p>確認をさせる者は石綿作業主任者や建築物石綿含有建材調査者を想定しているのであろうが、現在の両方の資格に除去完了等の確認をする手法のカリキュラムは講習で行われていない。曖昧なスタートをする前に完了検査資格もしくは、建材調査者に完了検査ができるカリキュラムで教育を受けさせる必要がある。</p>	<p>建築物石綿含有建材調査者であれば、事前調査結果に照らして確認が可能であると考えられ、また、石綿作業主任者は建築物等の解体等の作業における石綿等の粉じんの発散抑制方法等に係る講習を修了しており、かつ石綿含有建材の除去作業を含め作業方法の決定及び作業者の指揮を行う者であること、事前調査段階で、解体等工事に係る建築物等における特定建築材料の使用箇所は網羅的に把握されていることを踏まえ、石綿作業主任者も確認可能と考えております。</p> <p>一方、いただいたご意見については、関係省庁に情報共有するとともに、今後の参考といたします。</p>
<p>2-3. (1) 作業終了時の確認</p>	<p>作業完了後の目視確認について、特定粉じんに関する知識を有する者に行わせること、とあるが、利益相反の観点から第三者の建築物石綿含有建材調査者や第三者機関が実施すべきである。</p> <p>特定粉じんに関する知見を有する者について、石綿作業主任者や建築物石綿含有建材調査者では必要な知識や経験が十分でない。石綿工事の管理を行う「石綿工事管理者」の制度の新設が強く望まれる。</p>	<p>除去完了の確認も含めて、作業の実施状況を写真等により記録し、3年間保存することを義務づけており、工事終了後においても、除去完了の確認が適切に行われたかどうかを都道府県等が確認することなどにより、当該確認の適切性は確保可能であると考えています。</p> <p>なお、今般制度見直しの運用状況を踏まえつつ、将来的に知見を有する第三者による調査について検討することが考えられると答申に示されているところです。</p>

<p>2-3. (1) 作業終了時の確認</p>	<p>「特定粉じんに関する知識を有する者」は建築物石綿含有建材調査者など建材知識を十分に保有する人材が行うべきである。</p> <p>石綿作業主任者やアスベスト診断士などは、建築的知識や実務経験が不要の短期の座学で資格取得ができ、実際「特定粉じんに関する知識を有する者」として作業終了時の確認の確実性が不足と考える。</p>	<p>アスベスト診断士というだけで無条件に「同等以上の能力を有する者と認められる者」とする予定はありません。一方で、登録規程の整備以前より、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者に事前調査を依頼することが望ましい旨、都道府県等に通知してきたことを踏まえ、今般の義務付けの適用の前に当該協会に登録された者は、一定の知見を有する者に該当し、特定粉じんに関する知識を有する者とするのが適当です。</p> <p>また、石綿作業主任者は建築物等の解体等の作業における石綿等の粉じんの発散抑制方法等に係る講習を修了しており、かつ石綿含有建材の除去作業を含め作業方法の決定及び作業者の指揮を行う者であること、事前調査段階で、解体等工事に係る建築物等における特定建築材料の使用箇所は網羅的に把握されていることを踏まえ、石綿作業主任者も確認可能と考えております。</p>
<p>2-3. (1) 作業終了時の確認</p>	<p>解体等工事の自主施工者である個人が自ら取り残し等の確認を行うことができる「粉じんの量が著しく少ない軽微なもの」とはどのようなものか。建材の種類等が明確となるよう具体的に示していただきたい。</p>	<p>例えば、床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等の石綿含有成形板等の一部を加工する作業を想定しており、施行通知等でお示します。</p>
<p>2-3. (1) 作業終了時の確認</p>	<p>解体等工事の自主施工者である個人（業として解体等工事を行う者を除く。）が、建築物等の改造又は補修の作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ない軽微なもののみを伴う建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができるとする規定は削除すべき。</p>	<p>当該自主施工者に該当する個人が行う日曜大工などの軽微な改造・補修工事については、石綿飛散の可能性が低いことや義務付けによる負担に鑑み、自ら確認することが適当であると考えております。</p>
<p>2-3. (1) 作業終了時の確認</p>	<p>取り残しの確認を下請負人が行った場合、元請業者又は自主施工者が、当該下請負人からその旨を確認すれば、元請業者又は自主施工者は取り残し等の確認義務を遵守したことになると考えるが、よりわかりやすいよう明記すべき。</p>	<p>取り残しの有無等の確認については、特定工事の元請業者又は自主施工者が特定粉じんに関する知識を有する者に行わせると規定することとしております。</p>

<p>2-3. (1) 作業終了時の確認</p>	<p>作業終了時の確認として、「目視によるこれらの作業が完了したことの確認」とされているが、確認の基準を作業基準に定めるべきである。また、清掃の具体的な方法についても、作業基準により具体的内容を定める必要がある。</p>	<p>石綿の取り残しがないことを確認する上で留意すべき事項や清掃の具体的な方法については、具体的にマニュアルで示すよう進めてまいります。</p>
<p>2-3. (1) 作業終了時の確認</p>	<p>作業場内の清掃が適切になされたことについても、取り残し等の確認と同様に特定粉じんに関する知識を有する者に確認させるべきである。</p>	<p>清掃については、建築物への石綿含有建材の使用の有無の調査のために必要な知識等は不要と考えており、必ずしも特定粉じんに関する知識を有する者が行わなくとも良いと考えています。</p>
<p>2-3. (2) 隔離を解く際 の確認</p>	<p>「大気中への特定粉じんの排出又は飛散のおそれがないことを確認すること」とあるが、確認の方法は具体的にどのような方法を想定しているのか。マニュアル等に明記が必要である。</p>	<p>具体的には清掃を行い、空気中の繊維を集じん・排気装置などで取り除いた上で、位相差顕微鏡法による総繊維数濃度の測定、繊維状粒子自動測定機の活用等により確認することが考えられます。この際、隔離空間の大きさや形状、除去工法などを考慮し、それぞれの作業現場において適切な手法を検討し、効果的に実施できる方法を選択するのが適当であると考えており、その旨今後施行通知等に記載します。</p>
<p>2-3. (2) 隔離を解く際 の確認</p>	<p>隔離を解く際の確認について、「飛散を”抑制”するための薬液等」という表現を、「飛散を”防止”するための薬液等」という表現に改めるべきである。 石綿の除去作業の前の湿潤化に用いる薬剤を「飛散抑制剤」と表現することが多く、養生表面の粉じんを固着させるための薬剤であれば、多用されている「飛散防止剤」という表現に近づけることが適切である。</p>	<p>大気汚染防止法施行規則上の表現については、大気汚染防止法の中で用いられている「抑制」を用いる必要がありますが、マニュアルにおいては養生表面の粉じんを固着させるための薬剤を飛散防止剤と表現しており、ご意見を踏まえ、混乱が生じないように周知徹底等してまいります。</p>
<p>2-3. (2) 隔離を解く際 の確認</p>	<p>隔離を解く前に、デジタル粉じん計等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いて、隔離の内部の粉じん濃度を確認させるべきである。また、その際の濃度の目安を示して欲しい。 石綿漏洩の有無の確認のために、粉じんを迅速に測定できる機器は現場に常備</p>	<p>隔離を解く際の確認については、清掃を行い、空気中の繊維を集じん・排気装置などで取り除いた上で、位相差顕微鏡法による総繊維数濃度の測定、繊維状粒子自動測定機の活用等により確認することが考えられます。この際、隔離空間の大きさや形状、除去工法などを考慮し、それぞれの作業現場において適切な手法を検討し、効果</p>

	<p>されているはずであり、隔離を解く際の安全確認にも活用することが有効である。</p>	<p>的に実施できる方法を選択するのが適当であると考えており、今後今後施行通知等に記載します。</p>
<p>2-3. (2) 隔離を解く際 の確認</p>	<p>適切な除去が行われているか確認するために、養生撤去前の測定は、行政から指定された業者による公正な測定を実施すべきである。</p>	<p>今般の省令改正において、特定粉じん排出等作業に関する記録を義務づけることを考えており、その項目として隔離を解く前の確認の結果や確認をした者の氏名等を規定することを考えております。</p> <p>このため、必要に応じ、都道府県等が立入検査で記録を確認することも可能であり、行政から指定された業者が隔離を解く前の測定を行わなくとも支障はないと考えております。</p>
<p>2-3. (2) 隔離を解く際 の確認</p>	<p>隔離養生撤去前に、「作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと」としているが、隔離養生内でブロワ等で空気を攪乱させエアモニタリングを実施することが望ましい。英国ではアグレッシブエアモニタリングを隔離養生撤去前に実施している。</p>	<p>現在のマニュアルにおいてもサーキュレータを併用することにより、粉じん処理効率を高めることができる旨記載しているところですが、ご意見は今後のマニュアル改訂の参考とさせていただきます。</p>
<p>2-3. (2) 隔離を解く際 の確認</p>	<p>隔離養生内の特定粉じん濃度の確認は、アスベストモニタリングマニュアル(第4.1版)に記載されている光学顕微鏡を用いた測定により1本/L以下であることを確認すべきである。デジタル粉じん計等の自動測定器は計測対象や校正等の課題がある。</p>	<p>隔離を解く際の確認については、清掃を行い、空気中の繊維を集じん・排気装置などで取り除いた上で、位相差顕微鏡法による総繊維数濃度の測定、繊維状粒子自動測定機の活用等により確認することが考えられます。この際、隔離空間の大きさや形状、除去工法などを考慮し、それぞれの作業現場において適切な手法を検討し、効果的に実施できる方法を選択するのが適当であると考えており、今後今後施行通知等に記載します。</p>



<p>2-3. (3) 特定粉じん 排出等作業 に関する記 録</p>	<p>除去等作業の記録様式は施工者によって大きく異なっていることから、自治体の立入検査時の確認作業に煩雑さが生じている。また、施工者においても、今般追加されようとする記録内容が多岐にわたることから、記録漏れ等が生じるおそれがある。このことから、記録内容の明確化を図り、施工者による記録漏れ等の防止及び自治体による円滑な確認に資するため、様式の法定化を図っていただきたい。</p>	<p>記録の様式については、現場に応じた対応が必要であるため、法令により一律様式を規定することを考えておりません。</p>
<p>2-3. (3) 特定粉じん 排出等作業 に関する記 録</p>	<p>中皮腫をはじめとする石綿関連疾患が数十年間もの長期に及ぶ潜伏期間を経て発症することを鑑みて、特定粉じん排出等作業に関する記録の保存期間は40年間とすべきである。</p>	<p>本規定は、都道府県等が立入検査等の際に除去作業が適切に行われたかを確認するためのものであり、3年が妥当なものと考えています。</p>
<p>2-3. (3) 特定粉じん 排出等作業 に関する記 録</p>	<p>石綿が残存していることを記録しておかなければ、将来、工事を行う場合等に飛散させる可能性がある。そのため、作業結果の報告書は3年保存とされているが、特に囲い込み、封じ込め等石綿を残存する施工を行った場合、現場に明示するか、石綿が残存している箇所を記載した資料について石綿を除去するまで発注者が保存とすべき。</p>	<p>貴見のとおり、石綿を残存させる施工を行った場合、災害時の飛散防止や次回の解体等工事の際に参考となるよう発注者が石綿が残存している箇所を記載した資料を保存することが望ましいので、いただいたご意見を踏まえマニュアルの改訂を進めてまいります。</p>
<p>2-3. (3) 特定粉じん 排出等作業 に関する記 録</p>	<p>特定工事における施工分担に応じて記録を作成し、特定工事が終了するまでの間保存とあるが、大気規制部局が規制指導を円滑に行うため、元請業者は、別途、まとめて記録を保存すべき。また、保存期間の開始時期は、発注者への作業結果の報告終了後とすべき。</p>	<p>新法第18条の23第1項において、特定工事の元請業者は、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、これを保存しなければならない旨を規定しております。このため、下請負人が作業に従事している場合、元請業者は作業完了後に下請負人が作成した記録をとりまとめて作業全体の記録を作成することを考えております。</p> <p>また、令和2年7月1日に公布された改正石綿則において、作業の記録は、当該石綿使用建築物等解体等作業を終了した日から3年間保存するものとされたところです。一方、改正法では作業の記録だけでなく発注者への報告についても保存するこ</p>

		とを規定しており、事業者の混乱を避けるため、これらの保存の開始時期は、改正石綿則と合わせ、特定工事が終了した日にすることを考えています。
2-3. (3) 特定粉じん排出等作業に関する記録	特定粉じん排出等作業に関する記録は、自主施工者も行わなければならないのか。	新法第 18 条の 23 第2項において、特定工事の自主施工者も特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、これを保存することとしており、これを踏まえ、大気汚染防止法施行規則においても規定の整備を行います。
2-3. (3) 特定粉じん排出等作業に関する記録	記録事項に、建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所、使用範囲(使用範囲は平面図等により図示すること。)及び使用面積を追加すべきである。また、特定粉じん排出等作業の対象となる場合は、除去した特定建築材料の種類並びにその使用箇所、使用範囲(使用範囲は平面図等により図示すること。)及び使用面積に加え、残存する特定建築材料の種類並びにその使用箇所、使用範囲(使用範囲は平面図等により図示すること。)及び使用面積を記録すべきである。	作業の記録については、項目の一つに特定粉じん排出等作業の実施状況を規定することを考えており、その詳細については、マニュアルで示してまいります。
2-3. (4) 元請業者から発注者への作業の結果の報告	作業結果の報告は都道府県知事への報告も義務付けるべきである。	「今後の石綿飛散防止の在り方について」(令和2年1月、中央環境審議会)では、「効率的な規制の運用の観点も踏まえ、発注者に対する報告によって発注者の配慮義務及び受注者の作業基準遵守義務の履行を促進することとし、都道府県等は、特定粉じん排出等作業の実施前に届出により作業の方法を確認すること、事前調査結果の報告を受けて立入検査等により作業現場を確認すること等により、石綿飛散の未然防止を図るとともに、保存されている作業及び報告の記録を確認し、必要な場合に作業基準の遵守について指導を行うべきである。」とされています。これを踏まえ、新法第 18 条の 23 において、元請業者は特定粉じん排出等作業の結果を発注者に書面で報告することとされています。

<p>2-3. (4) 元請業者から発注者への作業の結果の報告</p>	<p>元請業者、下請負人の記録の保存期間を3年間とするのであれば、都道府県等への報告義務を課したうえ、都道府県における報告書面の保存期間を40年間とすべきである。</p>	<p>都道府県等が報告を受けて確認することは、対象工事の増加を考慮すると事業者や都道府県等に対して負担が大きいことから、特定粉じん排出等作業の結果の報告については、新法第18条の23により発注者に対して行うこととなっております。</p> <p>なお、本規定は、都道府県等が立入検査等の際に除去作業が適切に行われたかを確認するためのものであり、3年が妥当なものと考えています。</p>
<p>2-4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認</p>	<p>集じん・排気装置の一次フィルタは、作業によっては直ぐに詰まり、10分ほどで取替えることがある。</p> <p>HEPAフィルタを交換した場合には、粉じんの漏洩の確認が必要かと思うが、一次フィルタの交換では、漏洩の確認は不要ではないか。</p>	<p>1次フィルタの装着が不十分であった場合には、集じん・排気装置の正常な稼働に影響を与えることが考えられます。1次フィルタも含めフィルタ交換時に漏えいの確認を義務づけることを考えています。</p>
<p>2-4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認</p>	<p>作業場内で集じん・排気装置の移動を行った場合にも、正常稼働を確認するべきである。</p> <p>省令案にある「装置を使用する場所を変更した場合」に、同一の作業場内で装置を短距離移動させた場合には正常稼働の確認を要しないと読めてしまう。</p>	<p>作業の工程上、作業場内において集じん・排気装置を移動する場合にも、集じん・排気装置の正常な稼働を確認する必要があると考えています。このことは、施行通知、マニュアル等により示し、周知に努めます。</p>
<p>2-4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認</p>	<p>作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認や排気口における漏えいの確認は、もっと高い頻度で作業中に常に行うべきである。</p>	<p>負圧状態や集じん・排気装置の正常な稼働が保たれていない蓋然性が高い場合に確認することで、石綿漏洩の有無の確認は可能と考えております。</p>
<p>2-4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認</p>	<p>別現場で集じん機の溶接部、車輪、他僅かな隙間からアスベスト吸引しそのまま現場移動している可能性があるため、除去開始前に集じん機自体が別現場からのアスベストの持ち込みをしていないか確認を行う必要がある。</p>	<p>「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」(環境省水・大気環境局大気環境課)において、除去作業後に集じん・排気装置を清掃、点検した上で搬出することとされています。</p>

<p>2-4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認</p>	<p>粉じんを迅速に測定できる機器には、デジタル粉じん計も含まれると理解してよいか。</p>	<p>平成 26 年5月 29 日環水大大発第 1405294 号環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」や「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」(環境省水・大気環境局大気環境課)で示しているとおおり、粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)も含まれます。</p>
<p>2-5. (1) 直接罰の創設</p>	<p>省令案(概要)を見ると、HEPA フィルタ付きの集じん・排気装置を設置していない場合のみ、直接罰の対象となると読める。セキュリティゾーンの不備など、隔離が不十分な場合も直接罰の対象と明示してほしい。</p>	<p>新法第 34 条第3号において、除去を行う場所を他の場所から隔離していない場合も直接罰の対象となります。「除去を行う場所を他の場所から隔離」とは、除去を行う場所の出入口に前室を設置することにより、作業員の出入りの際にも隔離を維持できるようにすることを含み、「集じん・排気装置を使用する」とは、正常に稼働する集じん・排気装置を使用することと考えており、その旨施行通知等でお示しする予定です。</p>
<p>2-5. (1) 直接罰の創設</p>	<p>法律に従わなかった個人や業者に対して厳しい罰則を設け、氏名を公開してほしい。</p>	<p>改正法において、石綿が飛散するおそれ大きい作業基準に対して直接罰を創設する等の規制強化を行っています。なお、氏名の公表については各都道府県等の判断によるものと考えています。</p>
<p>2-5. (1) 直接罰の創設</p>	<p>作業基準違反の場合、どのような手順で法執行がなされるのか、明確に5W1H で記載されるべきではないか。 所轄である地方自治体の県・市の担当ができるのか。</p>	<p>実際の状況は現場ごとに異なることから、所管する各都道府県等において適切に対応されるべきと考えています。</p>
<p>2-5. (1) 直接罰の創設</p>	<p>囲い込み又は封じ込めに対する直接罰は、囲い込み又は封じ込めの作業の方法や封じ込めに使う薬液の種類等作業そのものに係る罰則規定ではなく、これらの作業を行う際の飛散防止措置が作業基準に則っているかが罰則の対象ということによいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

3. 公布日等 (予定)	<p>施行期日が早い。事前調査の結果の報告はいきなり 100 万円以上とするのではなく、まずは、例えば 500 万円以上など、段階的に行うべきである。</p>	<p>事前調査結果の報告制度については、元請業者、自主施工者及び報告を受理する都道府県等の負担を考慮し、電子システムの構築に要する時間を踏まえ、令和4年4月1日の施行を予定しており、十分な周知期間を設けていると考えています。御意見を踏まえ、この間に周知徹底を図り、円滑に施行できるよう努めてまいります。</p>
3. 公布日等 (予定)	<p>事前調査および除去作業が適正に行われてことの確認において、一定の知見を有する者が調査を行うことになっているが、調査を行う者の要件が令和5年10月1日まで猶予されると、事前調査および除去作業が適正に行われたことの確認を誰が行っても良いことになり、石綿含有建材の調査結果に対する信頼性が損なわれ現地立入調査による行政の事務量の増加が懸念されるため、調査を行う者の要件と事前調査結果の報告は同年同月同日施行とすべき。</p>	<p>一定の知見を有する者の人数は現時点では限られていることから、一定の知見を有する者による事前調査の義務付けには一定の猶予期間を設け、この期間中に関係省庁と連携して一定の知見を有する者の養成に取り組むこととしたものです。一方、義務付け前であっても一定の知見を有する者を活用することが望ましいと考えており、施行通知等によりその旨を周知してまいります。</p> <p>なお、特定粉じんに関する知識を有する者による作業終了時の取り残し等の確認については、他の規制と同様、令和3年4月1日に施行予定です。</p>
その他	<p>調査者と分析者の人数が少なすぎる。解体工事等の遅延などの事業影響が出ないように、資格取得の機会を十分に用意する等、具体的に施策を進めて頂きたい。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、事前調査を行う一定の知見を有する者について、3年程度で30～40万人程度の育成に向け取り組むこととしており、育成に向けて関係省庁と連携して取り組んでまいります。</p>
その他	<p>アスベストに関わる仕事をする資格者に対して、トレーニングや試験を義務付けてください。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、例えば、一般建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。)により厚生労働大臣の登録を受けた講習の講義を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格することが必須となっており、特定建築物石綿含有建材調査者については、これに加えて、実地研修を受講し、口頭試験による修了考査に合格することが必須となっています。</p>

		<p>環境省においては、アスベストに関わる事業者を対象に説明会を開催し、石綿飛散防止対策に関する周知徹底を図っています。</p>
その他	<p>一定の知見を有する者を調査内容に応じて設定すべきと考える。建築物石綿含有建材調査者資格には特定と特定以外（一般）があり、他に石綿作業主任者、アスベスト診断士と資格がある。資格取得のための講習の内容も違うため、耐火建築物、準耐火建築物は特定調査者だけが調査を行えるとする等、資格に応じて関わることのできる業務を限定する必要がある。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号の規定に基づき環境大臣が定める者(案)に関するものですが、一般建築物石綿含有建材調査者の講習においても、事前調査に必要な事項の講習がなされており、特定建築物石綿含有建材調査者と調査対象を区別すべきではないと考えます。</p> <p>一方で、使用されている可能生がある石綿含有材料の種類が多岐に亘るような大規模建築物又は改修を繰り返しており石綿含有材料の特定が難しい建築物については、特定建築物石綿含有建材調査者又は一定の事前調査の経験を有する一般石綿含有建材調査者によることを推奨します。</p>
その他	<p>建築物石綿含有建材調査者のように座学講習と実地講習、口述試験、筆記試験と多くの講習、試験による能力を認められた資格はなく、同等以上の能力を有するとして他の資格を認めるべきではない。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号の規定に基づき環境大臣が定める者(案)に関するものですが、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会については、アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者及び賛助会員により組織され、スキルアップ研修会等により会員相互の資質の向上を図っている協会であることを踏まえ、これまで通知により活用を推奨してきており、協会登録者により適切に調査が行われてきたものと認識しています。そのため、令和5年10月1日の義務付け適用前に当該協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者については、同等以上の能力を有する者とする事と考えています。</p>

<p>その他</p>	<p>「一定の知見を有する者」のうち「環境大臣が定める者」から一般社団法人日本アスベスト調査診断協会の登録者(アスベスト診断士)を除外すべきである。アスベスト診断士は、一般社団法人JATI協会により認定される民間資格にすぎず、十分な実地研修を経ずに認定がなされるなど、適切に事前調査が実施できるだけの必要な知識を有しているのか、疑問である。</p>	<p>いただいた御意見は大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号の規定に基づき環境大臣が定める者(案)に関するものですが、アスベスト診断士については、無条件で同等以上の能力を有する者と認められるものではありません。</p> <p>一般社団法人日本アスベスト調査診断協会については、アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者及び賛助会員により組織され、スキルアップ研修会等により会員相互の資質の向上を図っている協会であることを踏まえ、これまで通知により活用を推奨してきており、協会登録者により適切に調査が行われてきたものと認識しています。そのため、令和5年10月1日の義務付け適用前に当該協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者については、同等以上の能力を有する者として考えています。</p>
<p>その他</p>	<p>「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日環水大大発第1705301号)が廃止とならず有効のままであれば、今回の規則とどのような関係となるのか。</p>	<p>平成29年通知は廃止し、今般の一連の大気汚染防止法、同法施行令、同法施行規則の改正にあわせた新たな通知を発出する予定です。</p>
<p>その他</p>	<p>今回の法改正により、アスベストの飛散に対する対応が厳しくなることは望ましい。しかしながら、これで十分とは思えない。特にアスベスト建材を使った建物の所有者の意識を変えていく必要があるのではないかと。以下の方策の実施を検討頂きたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物の売買時において、解体等のアスベスト調査結果報告と同様に、買い手側へ調査結果を提出する。</li> <li>2 レベル3の建材についても、飛散の恐れがあるため、事業者・建物貸与者は定期的に「劣化度」を把握し、必要に応じて飛散防止策を講じなければならない。</li> </ol>	<p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>3 事業者・建物貸与者が上記(1 2)に違反したときの、直接罰の創設。</p> <p>4 上記の方策を推進するため、調査等に要する費用を補助する制度の創設。</p>	
その他	<p>石綿の含有量を判断するには建材の分析が必須であるが、分析用の試料を工事の関係者の同意なく収去する権限が自治体にあるかという点に疑義が出されている。法第 26 条に定める建築物等の検査に、建材の試料の採取が含まれると明示してほしい。</p>	<p>都道府県等においては、立入検査における試料採取について、関係者と調整の上、適切に御対応いただきたいと考えております。</p>
その他	<p>事業者も業務量の大幅な増加が想定される。現在も、解体工事の事業者から、「自治体ごとに掲示板の様式が異なるため、対応に苦慮する。」という意見が挙げられている。今回の改正に伴い、新設された項目である記録の写しや、作業計画、発注者への説明及び報告、作業中の確認事項に関しても全国共通のフォーマットを国が積極的に示すとともに、十分な周知期間をとることが、改正大防法の対応に極めて効果的であることから、対応をお願いしたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、必要に応じて、マニュアルにおいて様式を示す等の対応を検討してまいります。</p>
その他	<p>改正法については、周知を徹底することが重要である。環境省でわかりやすいホームページの充実やパンフレット、マニュアル等の作成を行うべき。また、現状を鑑みて、動画配信等で積極的に周知すべき。</p>	<p>あらゆる媒体を通じて、改正法令の周知徹底に努めてまいります。</p>
その他	<p>石綿飛散防止対策マニュアルの早期改訂・発行をお願いしたい。</p>	<p>改正法の施行に支障が生じないよう、マニュアルの整備を進めてまいります。</p>
その他	<p>法改正を行う毎に技術的な専門性が高くなっている。一方、地方自治体の職員は異動があるため、法改正の都度適当な解釈で(担当者の個人的判断で)間違っただ指導が見受けられる。</p> <p>環境省指導の下、地方自治体の担当者向けの講習会の開催や、問い合わせ窓口の設置を行って地方自治体の担当者の指導をしてほしい。</p>	<p>毎年、自治体担当者向けの技術講習会を開催しており、今後、改正法令の内容について周知徹底を図ってまいります。</p>



<p>その他</p>	<p>石綿含有成形板は、一見してその使用の有無を判別することはできない。現場作業の違法性の確認をはじめ、住民からの苦情に即時対応するなど、改正大防法の趣旨に則った施策を推進するためには、成形板中の石綿を瞬時に判定できるアスベストアナライザーの携行が不可欠である。国においては、都道府県等にアスベストアナライザー購入のための財政的支援を講じていただきたい。</p>	<p>アスベストアナライザー購入のための財政的支援は困難ですが、都道府県等による円滑な法の運用を図るため、国において、関係するマニュアル等を整備するほか、都道府県等の職員を対象とする講習会を行う等、関係者に対する技術的支援を行ってまいります。</p>
<p>その他</p>	<p>改正内容を徹底するなら、現存する建築物等の全数調査が必要となる。建設工事は全て許可制にし、調査が終わっていない建築物は改修工事と解体はできないようにすべきである。石こうボードに穴一つ開けるだけでも、微量の石綿は飛散する。そこまで本気で言うなら、賛同する。</p> <p>しかし、穴開け一つが健康被害につながるとは思えない。また、建設工事の許可制なんて現実的ではない。</p> <p>結局は、石綿建材の製造持続を放置したツケを国民に払わすだけ。</p>	<p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>その他</p>	<p>石綿含有仕上塗材の廃棄物は、不定形であり、粉じんが容易に発生することがある。現状では、特別管理産業廃棄物として処理されているが、今後も引き続き特別管理産業廃棄物として処理する必要がある。</p>	<p>現状では、石綿含有仕上塗材は工法により特別管理産業廃棄物として処理されていますが、本意見募集対象に関する内容ではないため、御意見として頂戴いたします。</p>
<p>その他</p>	<p>事前調査における迅速な建材中の石綿含有調査方法について、現行法では顕微鏡観察による方法(現地に顕微鏡を持ちこんで資格者が調査する方法)しか現実性がないが、資格保持者だけがアスベスト検知、判定ができること、迅速性に劣ることという問題点がある。</p> <p>アスベストの近赤外線吸収スペクトルを測定して、アスベスト含有を判定する装置が市販されているため、これを使用することを参考程度にでも入れたらどうか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、事前調査における分析方法は近赤外線吸収スペクトルによる測定では、現状では建材中の石綿濃度を0.1重量パーセントまで測定することはできないことから、事前調査の分析調査方法として示すことはできません。</p>

<p>その他</p>	<p>石綿含有成形板等又は石綿含有仕上塗材は、事前調査の対象であり、かつ除去の対象であることを明記すべき。事前調査及び除去もせず解体が行われている。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、新法第18条の15第1項において、「特定建築材料の有無」を調査することとしており、「特定建築材料」とは施行令において石綿を含有するすべての建築材料とすることから、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材も含むものです。また、改正後の大気汚染防止法施行規則において、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材に係る作業基準を設ける予定であり、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材が特定建築材料に含まれることは明示する予定です。また、施行通知、マニュアル等においても、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材を含むすべてが事前調査の対象であることを示します。</p>
<p>その他</p>	<p>現在のマニュアルでは石綿の除去中に多量の粉じん飛散防止処理剤を使用することとなっている。粉じん飛散防止処理剤はアスベスト含有粉じんを除去面に固着させるため、取り残しの原因となっている。今回の法改正に際し、机上での理論でなく、現場の実情に対応したマニュアル等の見直しが望まれる。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、現在のマニュアルでも、石綿の除去中は粉じん飛散防止処理剤ではなく粉じん飛散抑制剤を使用することとしておりますが、いただいたご意見を踏まえてマニュアル改訂を検討してまいります。</p>
<p>その他</p>	<p>大気中アスベストのリアルタイムモニタリングについて、現行法では顕微鏡観察による方法（現地に顕微鏡を持ちこんで資格者が調査する方法）しか現実性がないが、資格保持者だけがアスベスト検知・判定ができること、迅速性に劣ることという問題点がある。アスベストの近赤外線吸収スペクトルを測定して、アスベスト含有を判定する装置が市販されているため、これを使用することを参考程度にでも入れたらどうか。</p>	<p>本意見募集対象に関する内容ではありませんが、大気中のアスベスト濃度測定については、アスベストモニタリングマニュアルにおいて測定手法を示しております。近赤外線吸収スペクトルを測定する手法では、石綿本数の計測ができないため、参考法としても記載することは検討しておりません。</p>

このほか、本意見募集に関係のない御意見が2件ありました。